

特定行為（救命処置）の拒否について

1 救命処置の拒否の意思表示

救急隊員は傷病者が心肺停止の際に、心肺蘇生を行いながら特定行為（救命処置）と言われる処置を行います。

特定行為（救命処置）とは下記の3行為となります。（心肺停止時）

- ① 器具を使用した気道確保（気管挿管など）
- ② 静脈路確保による輸液
- ③ 薬剤投与（アドレナリン）

入所者本人や入所者の家族から、救急隊による特定行為（救命処置）拒否の意思表示（書面等）がある場合はあらかじめかかりつけ医師等に相談し、その内容を救急情報シートの特定行為（救命処置拒否）欄に記載してください。

2 救急隊の対応について

特定行為（救命処置）拒否の意思表示があった場合でも、救急隊は応急処置をしないで医療機関へ搬送することはできません。この場合は心肺蘇生法を実施し医療機関に搬送します。

救急情報シートの特定行為（救命処置拒否）欄の記載内容は、現場活動での有用な情報となります。

救急情報シートの救命処置拒否欄の記載と救急活動にご理解とご協力をお願いします。